

授賞規定及び学会賞等選考基準をお知らせ致します 学会賞等受賞候補者を推薦される際にご参照下さい

日本食品衛生学会授賞規定

本会は、定款第4条及び細則第12条、第17条に基づき、授賞に関して、次のように定める。

- 1 本会に、日本食品衛生学会賞（以下、学会賞という）、日本食品衛生学会学術貢献賞（以下、学術貢献賞という）及び日本食品衛生学会奨励賞（以下、奨励賞という）を設ける。
- 2 学会賞は、食品衛生学の発展に関し、特に優秀な研究を行った者に授与する。
- 3 学術貢献賞は、食品衛生学の分野で優れた業績をあげ、貢献をなした者に授与する。
- 4 奨励賞は、食品衛生学の進歩に寄与する優れた研究を行い、なお将来の発展を期待しうる者で、受賞年度の4月1日に満40歳未満の者に授与する。
- 5 授賞の対象は、本会正会員に限られ、かつその業績は食品衛生学雑誌を含めた食品衛生学に関する論文とする。
- 6 正会員は、受賞候補者を推薦することができる。
- 7 受賞候補者を推薦しようとする者は、別に公示する期日までに、本会所定の推薦書に候補者の氏名、所属、受賞候補題目、推薦理由及び推薦者の氏名を記して本会に申し出るものとする。
- 8 学会賞等選考委員会は、推薦された候補者のなかから、授賞に値すると認めた者につき、原則として、学会賞1件、学術貢献賞2件、奨励賞2件を選び、そのおのおのに選定理由書をつけて、会長に報告する。
- 9 受賞者の決定は、理事会の議を経て会長が行う。
- 10 賞は賞状及び副賞とする。
- 11 本規定は、理事会の議を経て変更することができる。

学会賞等選考基準

[受賞対象者]

- ・いずれの賞も受賞者は個人とする。
- ・同じ者に異なった賞を授与することができる。

[審査対象論文]

第一著者又は責任著者を中心とする論文

学会賞

- ・学会賞審査対象は、食品衛生学雑誌を含めた論文概ね10報とする。

学術貢献賞

- ・学術貢献賞審査対象は、食品衛生学雑誌を含めた論文3報以上とする。

奨励賞

- ・奨励賞審査対象は、食品衛生学雑誌を含めた論文2報以上とする。

[選考方法]

- ・受賞候補者の賞の選考は、原則として推薦者の推薦する賞について行うものとする。
- ・学会賞等選考委員会委員（以下、委員）は推薦者になることはできない。
- ・学会賞等選考委員会は、非公開とし、委員は内容については他言しない。
- ・委員が被推薦者となった場合は、その年度の委員を辞退する。
- ・委員が次のいずれかに該当する場合には、当該被推薦者の審議に加わらないこととする。
 - (1) 当該被推薦者の選考対象論文の共著者である場合
 - (2) 審議の公平さに疑念を生じさせる利害関係があると委員会が判断した場合